

NET119緊急通報システム ご利用案内

丸亀市消防本部では聴覚や発話の障がいにより音声による119番通報が困難な方のために、「NET119緊急通報システム」(以下、「当サービス」という)を開始しております。当サービスの利用を希望される方は以下の利用案内及び「NET119緊急通報システムご登録規約」(以下、「登録規約」という)をご確認いただき、承諾のうえお申込みください。

サービス概要	音声通報が困難な方が、携帯電話やスマートフォン(以下、「携帯端末」という)のWeb(インターネット)機能を通して、簡単な画面操作で119番通報を行うことができる無料の行政サービスです。
利用対象者	丸亀市消防本部が管轄する地域に在住または在学の方で、聴覚障がい者及び音声・発話・そしゃく機能障がい者または音声による通報に不安がある方のみ
管轄地域	丸亀市・善通寺市・多度津町 (中讃消防指令センターが管轄する地域)
申請・登録方法	代理登録：申請書に必要事項を記入し、 申請窓口に提出し登録を行う方法
代理申請窓口	丸亀市：消防本部 防災課 情報指令担当
代理申請書配布窓口	丸亀市消防本部
お問い合わせ先	丸亀市消防本部 情報指令担当 FAX 0877-24-5050 電話 0877-25-4005
備考	迷惑メール対策を設定している方は、「web119.info」からのメールが受信できるようにしておいてください。 (操作方法は、携帯電話販売店に問い合わせてください。) 機種変更や事前登録内容の変更があった場合には、必ず「変更申請」を行ってください。

※サービスのご利用条件は登録規約のとおり

以上